

山梨県動物愛護推進員設置運営要綱

(趣旨)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条及び山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成14年山梨県条例第41号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき設置する動物愛護推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定める。

(推進員)

第2条 推進員は、山梨県内に居住する18歳以上の県民で、動物愛護に熱意と識見を有し、かつ県の実施する「動物愛護推進員養成講習会」を受講した者の中から、知事が適当と認める者を委嘱する。

2 推進員の任期は2年間とする。ただし再任は妨げないものとする。

3 知事は、推進員が欠けた場合には、それを補う推進員を委嘱することができる。この場合、補欠の推進員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第3条 推進員は、地域における動物愛護の推進を図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

一 県及び市町村の開催する動物愛護行事等への協力

二 犬及び猫の適正飼養講習会への協力

三 触れ合い事業への協力

四 犬、猫等の譲渡事業における新たな飼い主探しへの支援協力

五 動物の適正飼養の普及啓発

六 動物の適正飼養相談窓口としての協力

七 犬及び猫の多頭飼養者の適正飼養相談

八 地域猫活動に関する普及啓発、協力活動

九 災害時において、県及び市町村が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策への協力

十 その他動物愛護の推進に関すること

(推進員の遵守事項)

第4条 活動に際しては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 支給された腕章等を着用すること。

二 相談等を受ける者の人格を尊重し、差別的な取扱いや不快な念をいだかせることのないよう懇切丁寧な態度で接すること。

三 最寄りの保健所又は動物愛護指導センターとは常に連絡を密にし、その指示に従うこと。

(養成講習会)

第5条 知事は、推進員の委嘱にあたり、別に定める要領に基づき推進員養成講習会を開催するものとする。

(研修会)

第6条 推進員は、別に定める要領に基づき、県が行う推進員の育成等を目的とした研修会及び活動報告会に出席しなければならない。

(報告)

第7条 推進員は、その活動実績について、別に定める要領に基づき管轄の保健所長に報告するものとする。

(推進員証)

第8条 推進員は、第3条に定める活動の遂行にあたっては、推進員証（別記様式1）を常に携帯し、提示しなければならない。

(解任)

第9条 知事は、推進員が次の各号いずれかに該当する場合は、これを解任することができる。

- 一 法及び条例に違反する行為を行った場合
- 二 この要綱に反する行為を行った場合
- 三 推進員の遵守事項に反する行為を行った場合
- 四 本人からの辞任届（別記様式2）の提出があった場合

(推進員証の返納)

第10条 推進員は、前条の規定により解任された場合には、推進員証を知事に返納しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。